

エンジェル税制申請時の必要書類 (事前確認制度を利用しない場合)

このページは、令和5年4月1日以降の基準日が対象です。

基準日が令和5年3月31日までの必要書類はこちら

		優遇措置 A		優遇措置 A-2		優遇措置 B		プレシード・シード特例	
設立経過年数		満たすべき要件	パターン	満たすべき要件	パターン	満たすべき要件	パターン	満たすべき要件	パターン
1 年未満	事業年度 未経過	① & ②	ア	① & ③	ア + コ	①	オ	① & ③	コ
	事業 年度 経過	① & ④	イ	① & ④ & ⑦ ① & ④ & ⑧	イ + サ	①	カ	① & ⑦ ① & ⑧	サ
		④ & ⑤-1	ウ	④ & ⑤-1 & ⑦ ④ & ⑤-1 & ⑧	ウ + シ	⑤-2	キ	⑤-2 & ⑦ ⑤-2 & ⑧	シ
1 年以上 2 年未満		① & ④	イ	① & ④ & ⑦ ① & ④ & ⑧	イ + サ	①	カ	① & ⑦ ① & ⑧	サ
		④ & ⑤-1	ウ	④ & ⑤-1 & ⑦ ④ & ⑤-1 & ⑧	ウ + シ	⑤-2	キ	⑤-2 & ⑦ ⑤-2 & ⑧	シ
		④ & ⑥ ※	エ	④ & ⑥ & ⑧ ※	エ + ス	⑥ ※	ク	⑥ & ⑧ ※	ス
2 年以上 3 年未満		④ & ⑤-1	ウ	④ & ⑤-1 & ⑦ ④ & ⑤-1 & ⑧	ウ + シ	⑤-2	キ	⑤-2 & ⑦ ⑤-2 & ⑧	シ
		④ & ⑥	エ	④ & ⑥ & ⑧	エ + ス	⑥	ク	⑥ & ⑧	ス
3 年以上 5 年未満		④ & ⑤-1	ウ	④ & ⑤-1 & ⑦ ④ & ⑤-1 & ⑧	ウ + シ	⑤-2 ⑥	キ ク	⑤-2 & ⑦ ⑤-2 & ⑧ ⑥ & ⑧	シ ス
		—	—	—	—	⑤-1	ケ	—	—

2 つ以上のパターンに当てはまる場合は、いずれか 1 つを選択してください。
※基準日が属する事業年度の前年度と前々年度が存在する場合に選択できます。

要 件

- ① 常勤の研究者あるいは新事業活動従事者が 2 名以上かつ常勤の役員・従業員の 10% 以上
- ② 事業の将来の成長発展に向けた事業計画を有する
- ③ 事業の将来の成長発展に向けた事業計画を有する（試験研究費等の対出資金比率が 30% 超の見込み）
- ④ 直前期までの営業キャッシュフローがすべて赤字
- ⑤-1 試験研究費等が収入金額の 5% 超
- ⑤-2 試験研究費等が収入金額の 3% 超
- ⑥ 売上高成長率が 25% 超
- ⑦ 直前期までの営業損益がすべて 0 未満 かつ 直前期までの売上高がすべて 0
- ⑧ 直前期までの営業損益がすべて 0 未満 かつ 試験研究費等の対出資金比率が 30% 超